

## 青森市建物清掃等業務条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建物清掃等業務に係る一定の資格要件を満たした者によって行われる一般競争入札（以下「条件付き一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 条件付き一般競争入札に付する建物清掃等業務（以下「対象業務」という。）は、青森市建物清掃等業務総合評価落札方式試行要領（令和2年12月24日実施）第2条の規定により総合評価落札方式により入札を行う建物清掃等業務とする。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森市財務規則（平成17年青森市規則第63号。以下「財務規則」という。）第102条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森市競争入札参加資格等に関する規則（平成17年青森市規則第161号。以下「参加資格規則」という。）第5条の規定により、委託業務について競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (4) 青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 当該業務の入札に参加する時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) その他市長が入札を適正かつ合理的に行うため必要と認めた資格を有する者であること。

2 市長は、前項において定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

- (1) 事業所の所在地に関する事項
- (2) 仕様書の供覧に関する事項
- (3) 配置予定技術者の資格に関する事項
- (4) 同種又は類似業務の履行実績に関する事項
- (5) その他必要があると認めた事項

(公告)

第4条 市長は、財務規則第103条の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

(入札参加資格の認定申請)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）のほか、次に掲げる書類のうち公告で指定する書類を添付して申請し、当該入札の執行前に入札参加資格の認定を受けなければならない。

- (1) 建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し
- (2) 配置予定技術者調書（様式第2号）
- (3) その他資格確認のため必要な資料

(入札参加資格の審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、入札参加資格を審査し、その結果を条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 入札参加資格がないと認められた申請者は、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による求めがあったときは、書面により速やかに回答するものとする。

(入札参加申請)

第7条 前条第1項の規定により入札参加資格があると認められた申請者（以下「入札参加資格者」という。）は、条件付き一般競争入札参加申請書（様式第4号。以下「申請書等」という。）を公告に定める提出期間及び方法により市長に提出しなければならない。

(入札参加資格の取消し)

第8条 市長は、入札参加資格者が入札締切日時までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが著しく不相当であると認められるとき。

(仕様書の貸与等)

第9条 対象業務の仕様書は、閲覧、貸与又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 入札参加希望者で、仕様書の配付を受けようとする者は、仕様書受領予約兼受領書（様式第5号）を提出期限日までに、ファクシミリにより市長に申し込まなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、仕様書の貸与等に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

(質疑応答)

第10条 入札参加希望者のうち、当該入札の仕様書に関して質疑がある者は、質疑書（様式第6号）を質疑書受付期限までに、ファクシミリにより市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質疑書を受理したときは、質疑回答書（様式第7号）により、質疑回答期限までに入札参加希望者が確認できる方法により回答を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、質疑応答に関し必要な事項は、公告に定めるものとする。

(積算内訳書の提出)

第11条 入札参加者は、入札において、入札価格決定の根拠となった積算内訳書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 積算内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない積算内訳書を提出した者がした入札は無効とする。

(入札の執行)

第12条 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、2回に限り再度入札を行うことができる。

(その他)

第13条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要領は、令和2年12月24日から実施する。